

吉川第二工業団地環境保全協定

東 広 島 市

東広島市土地開発公社

(事 業 者 名)

環境保全協定書

東広島市を甲とし、東広島市土地開発公社を乙とし、（事業者名）を丙として、甲、乙及び丙は、●年●月●日付けで乙と丙が締結した吉川第二工業団地土地売買契約（以下「本契約」という。）第9条の規定に基づき、住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全するため、次のとおり環境保全協定を締結した。

（協定の理念）

第1条 丙は、東広島地域の環境の保全に対する責務を深く自覚して、次条以下に定める協定事項を誠実に遵守し、この地域における環境の保全に最善の努力を払うことを確約する。

（環境保全関係法令の遵守）

第2条 丙は、環境保全関係法令を遵守し、この地域における環境の保全のため、より高度な技術の導入を図るものとする。

（環境保全対策の実施）

第3条 丙は、この地域の環境保全対策を実施するとともに、甲が行う環境保全に関する諸施策、行政指導等について協力するものとする。

（施設の設置協議）

第4条 丙は、事業所又は事業場の施設を増設しようとするとき、又は公害防止施設を変更しようとするときは、事前に甲に協議し、その承諾を得なければならない。

（廃棄物の適正処理）

第5条 丙は、その事業活動に伴って生じる廃棄物を、自らの責任において、これによる公害又は環境汚染を生じないよう適正に処理するものとする。

（事故時の措置）

第6条 丙は、公害関係法令に定める特定施設等について、故障、破損その他の事故（以下「事故」という。）が発生し、これにより人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は被害を生ずるおそれがあると認められるときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、遅滞なく甲にその状況を報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受け、必要があると認めたときは、丙に対し、事故の拡大又は再発防止のため、操業の一時停止等必要な措置を命ずることができるものとし、丙は、これに対し適切な措置を講ずるものとする。

（協定違反時の措置）

第7条 甲は、丙がこの協定に違反したときは、丙からその事情を聴取し、期限を定めて必要な改善措置をとるべきことを命じ、又は当該違反施設の使用の一時停止を命ずることができるものとする。

2 丙は、前項の命令があった場合、誠実にこれに従うとともに、直ちに必要な措置を講じなければならない。

（被害補償等）

第8条 事業所又は事業場から排出するばい煙、排水等により被害が生じた場合には、丙は、故意又は過失の有無にかかわらず被害の補償その他必要な措置を講じなければならない。

（立入調査等）

第9条 甲は、この協定事項を適正に実施するため必要な限度において、丙に対し、その設置する公害関係施設の状況、事故の状況その他必要な事項の報告を求め、又は担当職員に事業所又は事業場に立ち入り、関係の施設、物件帳簿書類等の調査をさせることができるものとし、丙は、これに積極的に協力するものとする。

2 甲は、前項の規定により報告された事項又は同項の規定によって行った立入調査の結果を、必要に応じて公表することができるものとする。

（工場緑化）

第10条 丙は、事業所又は事業場の敷地の緑化に努め、景観に配慮するものとする。

（広告物掲示）

第11条 丙は、工業団地及びその周辺において広告物を設置し、改造し、又は増設しようとする場合は、甲と協議し、その承認を得なければならない。

（建築協定）

第12条 丙は、東広島市建築協定条例（昭和60年条例第1号）による建築協定の締結の同意を求められた場合は、誠意をもって応ずるものとする。

（建物の建築等）

第13条 丙は、事業場の建築物の建築及び施設の設置に当たっては、甲が定める東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年12月28日決定。平成28年6月29日改正）、乙が定める吉川第二工業団地工場等建築基準（平成28年11月9日決定）及び乙が定める吉川第二工業団地公害規制基準（平成28年11月9日決定）に従わなければならない。

（地位の継承）

第 14 条 丙は、分譲地を第三者に譲り渡すときは、この協定書に定める丙の地位を譲受人に継承させなければならない。

（疑義事項等の協議）

第 15 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持するものとする。

●年●月●日

甲 東 広 島 市
代表者 東広島市長

乙 東広島市土地開発公社
代表者 理事長

丙 （事業者名）
住所
代表者名

吉川第二工業団地工場等建築基準

(目的)

第1条 この基準は吉川第二工業団地に立地する工場又は事業場（以下「工場等」という。）の用地の利用及び建築物等の規模、構造、形態等について定め、これを工場等の立地条件とし、もって地域の環境を維持増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(2) 生産施設用地

物品の製造施設、加工修理施設等（倉庫類、原料製造施設等を除く。）の用地をいう。

(3) 緑地

植栽、張り芝等により造園された施設の用地をいう。

(4) 環境施設用地

緑地、福利厚生施設（社宅、寮等の建築物は除く。）の用地、その他池、周辺の緑地に類する空地をいう。

(5) 用地率

生産施設用地及び環境施設用地のそれぞれの面積の工場等の敷地面積に対する割合をいう。

(工場等敷地の利用区分)

第3条 生産施設用地の用地率は、100分の40以下とし、工場等の業種の区分に応じ、公害、災害等の危険度、敷地利用の特性等に応じて、別に定める。ただし、工場立地法の規定の適用を受ける者は、その規定によるものとする。

2 緑地の用地率は、工場立地法の規定によるものとする。

3 環境施設用地の用地率は、工場立地法の規定によるものとする。

(建物の建ぺい率等)

第4条 工場等の建築物の建築面積（2以上の建物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合は、100分の60以下とする。

2 建築物の延べ面積（2以上の建物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合は、100分の200以下とする。

3 建築物の形態及び意匠並びに外装及び色彩は、周囲の環境、景観と調和させたものとし、高架水槽、クーリングタワー等建築設備を設置する場合においても、同様とする。

（駐車場）

第5条 工場等の敷地内には、来客、従業員等のために必要な駐車場を設置するものとする。

（環境施設用地の配置）

第6条 工場等の敷地内の建築物は、集約化を図るとともに環境施設用地は、附近の居住地域に面した位置の敷地内に配置するものとする。

（工場等施設の配置）

第7条 工場等の生産施設及び公害関係施設は、周辺の状況を配慮し、周辺地に公害、災害等を及ぼすおそれのない場所に設置するものとする。

2 荷役設備は、道路に直接面しない場所に設置するものとする。

（出入口の位置）

第8条 工場等の門その他出入口の数は、必要最小限に止め、幅及び設置場所は車両の出入が円滑に行われ、かつ、道路交通上支障を及ぼさないものでなければならない。

（後退壁面線）

第9条 工場等の建築物の外壁及びこれに変わる柱面から敷地境界線までの距離は、法、条例による。

（へい等）

第10条 工場等の敷地に設置するへいは、生垣、金網、その他これらに類するものとする。

2 門の高さは、地盤面から2メートル以下とする。

（不燃化）

第11条 工場等の建築物は、主要構造物を木造としてはならない。ただし、建築物の延べ面積が50平方メートル以下の附属構築物で外壁、軒裏が防火構造のものは、この限りではない。

（緑地帯）

第12条 道路に面した工場等の敷地の境界線に、幅員2メートル以上の緑地帯を設けるものとする。

（美観の維持）

第13条 工場等の建築物は、美観を確保し、周囲の環境と調和するものでなければならない。